

三郷町手話言語条例

言語は、意思の伝達や情報の取得などの手段として、ひとが社会生活を営む中で不可欠であり、権利として保障されるべきものです。

手話は、音声言語である日本語とは異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語として、ろう者のなかで大切に育まれてきました。

しかしながら、これまで手話が言語として認められず、使用できる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

このような状況を踏まえ、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約や平成23年に改正された障害者基本法（昭和45年法律第84号）において、手話は言語として位置付けられたことから、手話言語に対する理解を深め、手話を使用しやすい環境を整備していくことが求められています。

手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解と広がりをもって地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができる三郷町を目指し、この条例を制定するものです。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及に関し、その基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務と役割を明らかにするとともに、手話に関する施策に係る基本となる事項を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって聴覚障がいの有無に関わらず、すべての町民が共生する社会を実現することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚に障がいのある者のうち、手話を言語として、日常生活及び社会生活を営む者をいう。
- (2) 事業者 町において事業活動を営む者をいう。

（基本理念）

第3条 手話言語に対する理解及び手話言語の普及並びに手話言語でコミュニケー

ションを図りやすい環境の推進は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) ろう者にとっての手話が、生活を営み、社会の中の一員として、情報の取得や意思の表示、他者と意思疎通を行うための手段としての言語であることを理解し、手話を使用する権利を最大限に尊重すること。
- (2) 手話を第一言語とする者と音声を第一言語とする者が、互いに人格と個性を尊重し、差別や区別を行うことなく共生すること。

(町の責務)

第4条 町は、町民及び事業者の手話言語への理解を促進し、ろう者が住みやすい環境を整備するとともに、社会参加を促進するために手話に関する施策（以下「施策」という。）を推進するものとする。

(学校等における手話に関する理解の促進)

第5条 町は、学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）において、当該学校等に在籍する乳幼児、児童及び生徒並びに当該学校等の教職員及び職員に対して、手話を学ぶ機会の提供その他手話に親しむための取組を行うことにより、手話言語への理解の促進に努めるものとする。

(町民の役割)

第6条 町民は、手話言語への理解を深め、町が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 ろう者及び手話に関わる団体は、町と協働して、手話言語への理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、手話言語への理解を深め、町が実施する施策に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(方針の策定)

第8条 町は、手話に関する施策を推進するため、次に掲げる方針を定めるものとする。

- (1) 手話言語及びろう者に対する理解並びに手話言語の普及に関する施策

(2) 手話による情報取得及び手話言語でコミュニケーションを図りやすい環境の整備に関する施策

(3) 手話による意思疎通支援者に関する施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策

2 町は、前項の方針の策定に当たっては、障がい者の福祉に関する計画等との整合性を図るものとする。

3 町は、第1項の方針の策定に当たっては、ろう者、ろう者の団体、手話通訳者その他関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第9条 町は、手話に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。